

J・ハリントンの平等な共和国（ないし自由国家）の一考察

倉 島 隆

☆目次

- 第一節 序 論
- 第二節 イギリスの共和主義思想の理論的特徴
- 第三節 ハリントンの共和国論の理論的背景
- 第四節 ハリントンの「平等な共和国（ないし自由国家）」概念の検討
 - [1] ハリントンの共和国原理としての「平等な共和国（ないし自由国家）」
 - [2] ハリントンの「平等な共和国（ないし自由国家）」とクロムウエル
 - [3] ハリントンの共和国論におけるその平等と不平等
 - [4] ハリントンの平等と政体の古典的三位一体論
 - [5] ハリントンの共和国の平等機能
 - [6] ハリントンの平等な共和国の再論（その『平等な共和国の方法と手段』を中心に）
- 第五節 結 論

第一節 序論

本稿の主題は、一七世紀イギリス革命期の主要な共和主義思想に関わる。それは、政治思想史における主要な共和主義の古典とされる『オシアナ共和国』の著者であるジェームズ・ハリントン(一六一一―七七)の中心概念の「平等な共和国」ないし「自由国家(民による統治国家)」⁽¹⁾にある。この分野の有力な研究者のうちの一人であるブレア・ウォーデンは、イギリスの共和主義において「最も浸透しかつ影響力をもったものは、J・ハリントンである」⁽²⁾とその政治思想史において彼を位置づけた。これは、われわれがその主題として取り上げようとするこの共和主義思想家に関する冷静な表現でもある。われわれは、最近の日本においてこの思想家に関する主導的研究者であるJ・ポーコックによる『マキャヴェリアン・モーメント』⁽³⁾の邦訳の刊行によって、ハリントンもその主要な論者ということが従来以上にわが国で浸透することと関連する。従ってわれわれは、ポーコックと異なる客観的視点から別な論者の表現を必要とするため、ウォーデンの表現を再度使った次第である。

われわれは、まずハリントンを論じる前に、新ハリントン主義者にして第二次的思想家でもあるヘンリー・ネヴィルについて論及してきた⁽⁴⁾。即ち、彼は、ハリントンの共和主義原理の特徴を全てでないとして、多くをその王位継承排斥法案危機期において再度形を変えて主張し、後の世代にその影響を及ぼしてきた。われわれは、こうした方向でイギリスの共和主義を検討してきた。とはいえこれは、この共和主義思想家についてある意味でその周辺の側面からアプローチしてきたともいえる。ゆえにわれわれは、ようやくその中心的論点であるハリントンの共和主義と取り組む段階にきていることとなる。ハリントンは、周知の如くこの分野の数多くの研究者の主題とされてきた。換言すれ

ば、ハリントンは、既に長く主要な共和主義思想家として認められ、かつ幅広くその研究がなされてきている。従って本稿は、それらの先行研究⁽⁵⁾を視野に入れつつ、広範な文脈から彼の主要概念である平等な共和国（ないし自由国家「民による統治国家」）概念と取り組む必要が出てきている。

本稿は、最初にハリントンとネヴィルらを包摂するより広範なイギリスにおける共和主義的理論の特徴について概観する。次に、われわれは、彼の共和国の憲法論における直接的な理論的背景（特に、レヴェラーズ及び『国民協約』[The Agreement of the People]との関連で)についても論及することとなる。⁽⁶⁾ こうした背景を前提としてわれわれは、ハリントンの「平等な共和国（ないし自由国家）」概念を検討し、彼の中心思想の鍵のうちの一つを検証することとする。

- (1) J.Pocock, ed., *The Political Works of J.Harrington*, 1977, p.810.
- (2) B.Worden, 'English Republicanism', J.Burns et al., eds., *The Cambridge History of Political Thought, 1450-1700*, 1991, p.444; 拙著『ネヴィルの共和主義的政体思想研究』（二和書籍、二〇一一年）二九二頁。
- (3) J.G.A. Pocock, *The Machiavellian Moment*, 1975 [田中秀夫ほか訳、名古屋大学出版会、二〇〇八年], etc.
- (4) 拙著、前掲などを参照されたい。
- (5) 例えば、J.Pocock, ed., *The Political Works of J.Harrington*, 1977; J.Cotton, *J.Harrington's Political Thought and Its Context*, 1991; R.Smith, *Harrington and His Oceana*, 1911; M.Downs, *J.Harrington*, 1977; C.Blitzer, ed., *The Political Writings of J.Harrington*, 1955; C.Blitzer, *An Immortal Commonwealth*, 1960; S.B.Lijgeren, ed., *Harrington's Oceana*, 1924; W.C.Dickinson, ed., *J.Harrington's Republic*, 1983; A.Fukuda, *Sovereignty of the Sword*, 1996; J.Toland, ed., *The Oceana of J.Harrington Esq. and His Works*, 1737, etc.

わが国のハリントン研究も着実に進展しつつある。例えば、ハリントン著『オシアナ』（田中浩抄訳、「世界大思想全集」河出書房、一九六二年）、田中浩「ホップズとハリントン」（水田洋編『イギリス革命』お茶の水書房、一九五八年、所収）、白鳥令『政治理論の形成』（東海大学出版会、一九六五年）、竹澤祐丈「平等なコモンウェルスとしてのオシアナ共和国」（田中秀夫ほか編『共和主義の思想空間』名古屋大学出版会、二〇〇六年、所収）、などがそれである。とはいえ竹澤論文について、われわれのテーマと重なるのは、そのハリントンの政治原理として避け得ぬ概念を扱うからである。しかしわれわれは、主として王位継承排斥法案危機の共和主義との関連で論じる故、かつ政治機構論的視角から論じるため、その違いを示すこととなる。

（6）最近、日本において共和主義思想としてのレヴェラーズ「社会契約論で」を論じる研究も出ている。例えば、

大澤麦「共和制イングランドの成立とレヴェラーズの『人民協約』（『法学会雑誌』第五二巻一号、二〇一一年、所収）など。

第二節 イギリスの共和主義思想の理論的特徴

ハリントンは、後の王位継承排斥法案危機期における共和主義思想家であるネヴィルやA・シドニーと異なり、自然法やコモンロー語彙を使わず自らの理論を構成してきた。われわれは、特にネヴィルが新ハリントン主義者と称せられる故、その相違も示している。¹⁾従ってわれわれは、この理論的特徴事項を概観しているJ・スコットの議論を通じて、この思想的性質を確認することとする。

彼は、その清教徒革命ないし内戦と空位期を失敗と示す。スコットは、それと対照的な共和主義イデオロギーを革新的にして輝かしい成功と位置づける。われわれが焦点をあてるハリントンについて、当然ながら共和主義論の頂点にあるとみなす。そのイギリスの共和主義思想について彼は、二つの局面としてその研究傾向を捉えている。即ち、

一方には、彼がその第一人者であるとする古くからの「ハリントン研究」がある。他方には、戦後のポーコックによるものであり、イギリス共和主義について広範な欧米にわたるその影響力の視野から理論を樹立しようと努める。

スコットによれば、ポーコックは、ハリントンを「古典的共和主義者であり、イギリスの首位的な市民的人文主義者にしてマキャヴェリ主義者」と位置づけたという。

スコットは、こうして論点を確認しつつ、次のようにウォーデンの三段階からなるイギリス共和主義類型論に沿いつつ、より詳細な五段階説を披露する。即ち、彼は「共和主義的経験」という語彙を使つて、一六四九年から一六八三年にわたる時代にそれが及んでいるという。この五段階説について、その第一段階（一六四九—一六五三）は、この理論よりもわずかに先立つて共和制の事実がきたという。その第二段階（一六五六）において、この護国卿制に反対し、かつ一六五六年に集中された、共和主義がその規模を拡大した。これは、ハリントンからH・ヴェインへとかなりな思想的範囲に及んだという。その政治的敵対と思想的な多様性の結合は、特徴的な状態のままであったという。第三段階（一六五九）は、共和主義者達がその失敗を凝視したごとく、一六五九年にその共和主義において明らかであり、かつそれを示したという。これは復古された君主制によつて阻まれるが、一六六五年から一六六六年まで欧州大陸の亡命（シドニー）によつて存在した（「第四段階」）。従つてスコットは、イギリスの共和主義活動（実際上も思想上も）の最終段階（一六八〇年から八三年までロンドンに）においてそれを示す。その第二段階から第三段階に、共和主義指導者としてのH・ヴェインがいた。スコットによる最後の第五段階（一六八〇—一六八三）に、ヴェインの親友にして被保護者であるシドニーがいた。この段階に加えるのは国策評議会のもう一人の成員であり、彼の又従兄であるネヴィルであったことを確認する。スコットによれば、こうした主要な共和主義者達の間において保護・被保護の関係が成り

立つと説く。即ち、ヴェインを保護者としその保護を受ける者は、シドニーとスタップ (H. Stubbe) であり、シドニーを保護者とする被保護者としてのビーズル (S. Bethel) との関係であり、ハリントンを被保護者としネヴィルをパトロンとする関係であると締め括る。⁽²⁾

スコットは、イギリス共和主義が「言語であつてプログラムでない」というポーコックの言葉を借用しつつ、本論に入る。

「実のところ、それは四つの言語であつたし、通常それらの組み合わせであつた。全ては、論理的に十分に引いたし、共和制がもつ一六四九年以前の思想的遺産への多かれ少なかれ適応的傾向をもつた。自然法理論は、内戦の独立派（及びレヴェラーズをはじめとするその他の政治的支流）の言語であつた。利益理論は、一六四八年までに新型軍の政治言語となつていた。古典的共和主義は、初期スチュアート・ルネサンス文化のかなりな再編成を含んだ。共和主義も同時期に古来の立憲制の歴史的適応を用いた。ミルトンは、古典言語と自然法論に沿つてこれを使った。ニーダムは、古典的言語と利益理論を使った。ヴェインは、利益言語と自然法言語を使った。シドニーは、これらの四つをすべて使った。彼は、『宮廷の格言』（一六六五―六）でオランダの共和主義者達と関係づけるために利益理論を使い、R・フィルマー卿（初期スチュアートにおける）の『家父長論』における古典的共和主義論・自然法論・古来の立憲制論への攻撃に答えるためにそれらを使った。これらの言語の全ては重要であつた。しかし「われわれがハリントンの『オシアナ』の文脈に焦点をあてねばならないのは、古典的共和主義である」⁽³⁾と説かれる。

周知の如く、J・スコットは、A・シドニー研究において高く評価されている研究者である。⁽⁴⁾ 彼は、シドニーについてその誕生期からその処刑時までの時代背景から、この共和主義思想家について第一次資料を駆使しつつ論じる者

である。⁽⁵⁾ その彼は、清教徒革命以前からの政治理論を四つに集約する。第一の理論は、自然法論が浸透するものであったという。次が利益理論であり、クロムウェルの新型軍が採用した言語であると説く。第三は、古典的共和主義であり、最後が古来の立憲主義であったという。特にシドニーは、その四つの全て言語を駆使したと強調する。しかしながら、ハリントンは、古典的共和主義論を使ったが、必ずしもそれを従来通り使うものではないというものである。

更にスコットは、ハリントン以前の論者が、既に彼のイギリスの共和主義特徴を示していたと主張する。それは二つからなる。第一に、それは、武力の強調であり、政治的自由と軍事力の同一化である。これは、ミルトンによるヴィウスへの依拠であり、ニードムによるマキャヴェッリへの依拠であり、その共和制の大いなる軍事的業績の強調であると説く。もう一つは、共和制の存続期間が栄光的であるが、混乱しかつ短命の可能性も含むというものである。⁽⁶⁾

- (1) J.Pocock, ed., *J.Harrington: The Commonwealth of Oceana and A System of Politics*, 1992, p.xiii; 及び拙著前掲、二二六頁などを参照されたい。
- (2) J.Scott, 'The Rapture of Motion', N.Phillipson et al., eds., *Political Discourse in Early Modern England*, 1993, pp.139-142.
- (3) J.Scott, *op. cit.*, pp.142-6.
- (4) 例えば、B・ウォーデンは、彼が従来のシドニー像を変えたと評価する。B.Worden, *Roundhead Reputations*, 2001.
- (5) J.Scott, *A. Sidney and the English Republic, 1623-1677*, 1988; -, *A. Sidney and the Restoration Crisis, 1677-83*, 1991.
- (6) J.Scott, *The Rapture of Motion*, p.145.

第三節 ハリントンの共和国論の理論的背景

われわれは、前節でイギリスの共和主義者達の政治理論枠組みについて、ハリントンのそれを中心に他の共和主義者達も概観してきた。更に本節は、ハリントンにおける重要な論点が内戦期のレヴェラーズらと共通することに注目する。両者に共通する思想は、国家的な世俗的権威の源泉を民の合意に基礎づけるものなどであり、それはある意味でウィッグ的系譜とつながるものである。レヴェラーズの主要な要求は、基本法の保障・選挙権改革・宗教的寛容・及び広範な社会経済的苦情の改善であつた言われる。われわれは、主にそれらを包括的な事項として論及することとなる。つまりレヴェラーズのそれらは、必ずしも個別に独立的なものではなく、むしろ市民的自由と権利などの主張として相互に関連するものと解釈すべきものでもある。とはいえわれわれは、あくまでそれがハリントンの平等な共和国における憲法の背景として論じることとなる故、ここでは紙幅の制約上その詳細について省略せざるを得ない⁽¹⁾。

その基本法について、ハリントンは、古典的共和主義理論を主に使って、破綻した、絶対君主制に代えて自らのイギリスの市民を主体とする共和主義憲法を構築しようと試みた⁽²⁾。この視点は、当然ながらレヴェラーズと共通な視角である。この後者に対してハリントンは、その具体的シナリオにおける実効性の欠如を見抜き、それよりも具体的に実現可能な基本的枠組みを提示することを意図するものである。彼の憲法が一見してきわめて詳細にわたるものであるのは、明らかにその『国民協約』を意識しかつ自らの憲法をより具体的にしようとしている側面を垣間見ることができ⁽³⁾。従つてわれわれは、ハリントンがレヴェラーズによつて提示される『国民協約』⁽⁴⁾を主にたたき台として問題を設定している性質をもつものとして、こうした視点から論を進めることとする。

ハリントンと同様にレヴェラーズの立場も、この憲法を軸にその国家の基礎を形成しようとする。それは、G・バージエスによって次のように示されている。

「憲法的形態は『国民協約』全体に特徴的であった。それは、制度的に精緻化されなかった。そこには政府がそれらに置かれた制限を尊重することを確かにする少しの機構も与えられなかった。それは、暴力的抵抗にこれらを変え
るのか、或いは彼ら自体の自制が効果的であるのか、のいずれかを想定しなければならなかった。レヴェラーズのア
プローチの欠点は、ある実際的重要性をもった。政治的正統性の基礎としての同意へのレヴェラーズの大いなる依拠
は、これらをきわめて困難にした。一六四〇年代後半に、国民の大多数があまりにも熱心すぎ、レヴェラーズが評価
する自由（特に良心の自由）についてその主権者をおかすのを見分けることができぬように思われた⁽⁵⁾。周知のごとく、
この「良心の自由」がレヴェラーズにとって宗教的寛容の基本概念であり、それに沿って各新教徒は、国教会からの
自由をより広く認めることを要求するものである。バージエスは、この両義性についてまず問題視する。本項は、そ
れがここにレヴェラーズの良心の自由という形で強い宗教的寛容論となるとみなす。

われわれにとつて、レヴェラーズが国民協約という形式をとるのは、その立憲主義方式によって明確となっている
と措定する。とはいえそれは、制度的筋道やその実現への工程論などにおいて不明瞭であったというものである。第
一に、この国民協約は、その国民の自由や参加を確保するための統治機構において、その権力を抑制するメカニズム
など何ら規定しなかった。そうなると、これは、その統治の革新への工程論として武力的方式をとるのか、或いは平
和裏にレヴェラーズの自己抑制方式をとるのかのいずれかを仮定することとなってしまふという。第二に、彼らは、
統治権威の正統性を国民の同意方式に重点を置くため、理想論として立派であるが、その運用面では困難を伴うこと

になる。なるほど国民協約は、自由の確保を謳っているが、こうした多数からなる国民の良心の自由の実現工程について不明確であり、そうした代表者達によって確保することが示されるほどで、その内容では宗教的寛容の実現過程メカニズムなどに関して不十分であったからである。従つてこの国民協約の内容では多数の者の同意が得られぬこととなる。

われわれは、それとの関連で上記を第一、第二の共通な事項と位置付けつつ、次の第三の共通の論点に移ろう。周知の如くレヴェラーズや『国民協約』が最も政治思想史における業績として刻印されるのは、男子普通選挙制度の主張であった。これは、例えばH・アイアトン（彼は、クロムウェルと同じ独立派の指導者である）によつても主張される。彼は、その「第一次」『国民協約』の第一条における「議会の代表選挙が住民数により公平に比例されるべきである」などがそれを含むと解釈した。さらに第三次国民協約は、明確に二一歳以上の全て成年男子の普通選挙権を規定している。いずれにせよこの選挙権付与問題は、多くの論争的ともなった。われわれは、そのバージエスの議論に沿つてハリントンの論点を確認するに止める。レヴェラーズは、国民の多数から国民協約の合意を得ることが困難であり、かつ選挙権付与から政治的に責任能力のない人々を除くように選挙権を定義づけねばならなくなった。しかしそれは、ハリントンにおける重要な争点でもあり、かなりな紙幅を要する故、ここではあえて深入りしないこととする。というのは前記の如くこの節をハリントン理論の論点の背景としてのみわれわれは、位置づけるからである。

とはいえバージエスの「代表者達の制限」議論に戻れば、ニーダムの問いを示すこととする。即ち、「より正確にその国民が信頼し得ぬとあなた方が十分に知るとき、あなた方は何をなさるおつもりですか。或いはより正確にはあなた方は、民会がそのように信頼できないことを十分に知るとき何をなすのですか」と。この問題は、ミルトンから

一六六〇年に最終的な苦い怒りを引くことによって、共和主義思想のまさに中核へとミミズの如く押し入る。ハリントン⁶は、他のもの以上に一つの解答を見つけた。しかしハリントンは、自らがそれを知るところを明らかにするのに少しの遠慮も示さなかった。更にバージェスは、次のようにそれを続ける。

「他の共和主義者達（ヴェインとミルトン）は、有徳な人々の支配を他の問題の解決として提起するように思え（かつそうすることによって、宗教的な急進主義の範囲へと共和主義を引き入れた）、ハリントンは、有徳な憲法ないし法に従う規則を信頼した。その結果は、詳細な制度的・立憲制的構造へのその異常なまでの強調故に異常な共和主義であった。『民会は信頼し得ず、他方、確かに正しく秩序づけられた共和国で彼らが、その共和国に従う以外に他の提案をもち得ぬ』（Works, p.738）。ハリントンにとって、無謬性の自らの「憲法」条項の自信は卓越した⁷」。

ここでバージェスは、それらの論者が愛国心と公的「市民」精神をもつ人々にその指導を託すという。そのヴェインとミルトンは、宗教的に急進主義的な性格をもつ共和主義者である故、そうした方向に沿って解決を求めるといふ。他方、世俗的共和主義者にして立憲主義論者としてのハリントンは、法ないし憲法に従う支配にその信を置く。故に彼は、オシアナ「イギリス」の共和的憲法を提起したという。従ってこうした民会ないし国民議会が信じ得ぬ場合に法の遵守こそ重要な砦であると説かれるという。バージェスは、他の論者のごとく、法制度に対する強い信頼がハリントンから読み取れると説く。

彼は、引き続きレヴェラーズとの関連でハリントン理論の背景を示すが、より直接的な彼の論述を含むものによって確認する。彼によれば、ハリントンは、『レヴェラーズ、或いは一般にレヴェラーズと称された人々によって主張される統治と宗教に関する原理と格言』（二六五九）分析という匿名のパンフレットによって公に自らの諸観念を示し

たことに答え、レヴェラーズのアプローチと自らの政治のアプローチを公然と対照した。ハリントンは、自らの諸原理がレヴェラーズの原理方法と異なることを示すため、次のように所謂「将校達の『国民協約』」分析を書いた。それは、ホワイトホールの軍議評議会の討議で修正された、レヴェラーズの第二次国民協約(一六四八―九年二月から一月)版であつたといふ⁽⁸⁾。それは、一六四九年一月二〇日に、軍によつて残部議会に示されたものである。バージェスは、ハリントンは、更に次のように彼らが主張することとし、『国民協約』を引用したといふ⁽⁹⁾。

「『こうした『民会』代表達は、あることにおいて国民が武力で代表達に抵抗し得ることを除き、主権力をもつと』。レヴェラーズの(第二次)国民協約も、『将校達の協約』も正確にはそのことを言わなかつた。しかし、両方ともその代表に抗して抵抗のためにある範囲を認め、後者は、それが『こうした代表達は、この国民協約に含まれた共通の権利・自由・及び安全の基礎を明らかに放棄し、或いは与え、かつ取り去るところ』で正統であると特記する⁽¹⁰⁾」。

つまりここでは従来の主権力の保有を何ら否定していないとハリントン自身は、確認する。しかしそれらの国民協約は、彼らの代表に対して抵抗の範囲を認めるなども、かつそうした本来の国民の権利などを放棄したり、それらを与えたり、かつそれらを取り去る規定を正統と具体的に記すことを妥当と見なすといふ。即ち、ハリントンによれば、レヴェラーズが重要な部分で曖昧であり、かつ主権力の持続的安定性を欠くと批判する。

つまりここではハリントンは、レヴェラーズらの立憲主義の思想的失敗をはつきりと認めた。最後にバージェスは、次のようにハリントンが言っていることでレヴェラーズの欠点を指摘する。

「ハリントンは、自らの要約に言及することによつて、その主張がともに『率直な矛盾』と『全くのアナーキー』であると記した。それは、その民会「国民」代表が真の主権力である故、前者(率直に矛盾)である。『主権力が君主

制自体「にある」如く、全体的でも絶対的でもないところで少しの統治もありえぬ』と。……

『共和国の大義であるものは、主権力の制限ではなく、…統治を侵害しかつ乱す……命令からの解放ないし対処である。』⁽¹⁾

ここでの論点は、レヴェラーズが主権を制限すべきと主張することである。これは、ハリントンによれば、主権力の存在を制限するのではなく、法制度による法の支配によって専断的な濫用を抑止したり、共有したり、かつ諸階級で均衡を図ることを主張するものである。

(1) 周知のごとく、国民協約において抽象的であるが、レヴェラーズの主張が盛り込まれる。社会経済的苦情問題は、多様であるが、例えば、十分の一税の廃止などが規定されている。

その『国民協約』の原文は、次の文献などに含まれる。J.Otteson, ed., *The Levellers*, Thoennes Press, 5 vols., 2003, etc.

(2) ネヴィルは、自らの統治機構改革提案を「新立憲制」と呼んでもよいと言っている（拙著前掲、第八章を参照されたい）。ネヴィルは、確かにイギリス史観では古来の立憲制を認めるが、それが新しい時代にそぐわぬゆえ、その改革を主張する。これはシドニーにも言える（A.Sidney, *Discourses concerning Government*, 1990）。

(3) J.Pocock, ed., *The Political Works of J.Harrington*, 1977, pp.210-340.

(4) J.P.Kenyon, ed., *The Stuart Constitution, 1603-1688*, 1986, pp.274-276; J.Otteson, ed., *op. cit.*, etc.

(5) G.Burgess, *The British Political Thought, 1500-1660*, 2009, p.347.

われわれは、ここでバージェスがハリントンの宗教観とその寛容について簡潔に述べている文章を示してみよう。

「オシアナにおいて『国教への配慮と良心の自由の擁護』を託された（市民的）宗教評議会がある。この構造は、市民的権力にかつ次のような要求に服するエラストゥス主義的教会をもつ『市民宗教』と称せられているものである。即ち、『宗教事

項にいかなる強制力もこの国家で行使しない』[Works, p.251]と』(G.Burgess, *op. cit.*, p.363)。

これは、彼も言うようにホッブズと同じ見解であり、かつネヴィルとも同じである。しかしネヴィルの宗教的寛容論は、カトリック教徒にも及ぶ。

- (6) G.Burgess, *op. cit.*, pp.347-8.
- (7) *Ibid.*
- (8) *Ibid.* (Works, pp.657-8).
- (9) *Ibid.*
- (10) *Ibid.*
- (11) *Ibid.*, pp.348-9.

第四節 ハリントンの「平等な共和国（ないし自由国家）」概念の検討

〔1〕ハリントンの共和国原理としての「平等な共和国（ないし自由国家）」

われわれはハリントンの共和主義論の中核には、効率的にして活力があり、かつ長きにわたって持続可能性をもつ政体原理があると想定する。つまり絶対君主制は、その国民の活力をいかせず、その持続性もまたぬとみなし、一人支配の権力の濫用を阻止し、かつそうした支配を否定する。それよりも指導能力のある人々の指導を中心とし、かつ活力をもつ人々の原動力を活かせる集団指導型共和政体を念頭に置いている。さらにハリントンが主張する「平等な共和国」ないし「自由国家」「民による統治国家」の大枠は、多数者が最終決定権をもつ政体を含意する。この具体的な表現は、ハリントン主義者にしてデモクラティカルな論者である、H・ネヴィルにおける広義のデモクラシーの定

義によって確認できる。⁽¹⁾それは、ハリントンにおいて後述の「平等な共和国」の定義に内包されているからである。

われわれは、前節でハリントンの共和国論の背景としてレヴェエラースによる『国民協約』の問題点を克服しようとするハリントンの問題意識について、特にバージェスの説明を叩き台として確認してきた。即ち、ハリントンは、曖昧さが顕著なレヴェエラースの自由主義的立憲制によって、国家の安定が保ち得ぬという。そうした背景下でわれわれは、ハリントンの平等な共和国概念を論じる前に、ハリントンの共和国の基礎的前提について纏める必要がある。というのは特定の平等な共和国概念は、その総論的枠組みに含まれるからである。

これもわれわれが、ハリントンの共和国論の三つの主要原理が共和制・農地法・統治官職輪番制であることを措定することに関わる。というのはハリントンの論理がかなり絡み合ったものであり、かつ相互に関連付けられているからである。従って本節も、前のバージェスによるハリントン論が簡明な形で論じており、われわれは、それもここで使うこととする。

彼は、「共和国（共通の富ないし共通の利益を第一義的におく社会を意味する）は、マキャヴェッリと他の共和主義者が称賛したときのみである」⁽²⁾という。これは、B・クリックによって纏められる条件に沿うものである。彼は、マキャヴェッリの共和主義を六条件に項目化する。それらは、「慣習と伝統の尊重・都市による地方支配の成立・大きな中間階級の存在・民衆的権力の制度化の存在・市民（公共）精神ないし有徳が低下していないこと・これらの知識が存在すること」⁽³⁾である。もちろんこのマキャヴェッリの要件は、全てが当てはまるかどうかよりも、むしろその要点的全体的内容における意味をハリントンが共有するというものである。ハリントンの共和国論は、絶対君主（通常の君主）なき貴族と市民による混合政体的均衡論である。立法提案をなす貴族的元老院・決議する民衆的政体的代表

議会・それらの法を執行する君主(非絶対的)的統治組織から構成する。従って統治官職は、「輪番制的選挙」などを通じて、主権的二院(元老院「或いは騎士議院」も代表議院も当然輪番制的選挙に従う)に従属ないし抑制されるものである。この統治官職制は、代表議会の理性によつて形成された、現行法を実施せねばならず、法を超越して行動してはならぬ⁽⁴⁾という。

これは、統治形態が真の道德的権威をもつ問題に対する解答であつた。それは、ちょうど概述された基本構造によつて共通の利益に仕えた真の共和国である。つまり、共和国市民達は、次のような理由で平和的にして服従的となることが期待できる。いうのは彼らは、それが自利的市民にあふれた世界に仕える限り、彼ら自身の利益に仕えるために形成された有徳な法によつて支配されることを知つたからである。この論理全体を完成するのに必要とされたさらなる一つの要素があつた。完全な安定をもつ共和国は、平等な共和国でありかつ必要であつた。これは、歴史的に「平等な共和国」が安定したものであり、国内の平和と静穏を保つものであつた。ハリントンにおいてこの平等が「均衡がとれた」を含意する場合もあり、表現上難点も示す。ハリントンの階序制は、むしろ不平等をなすものであり、われわれが主に含意する基本的平等とはやや意味合いが異なる。いずれにせよ、彼は、社会的均衡がアナーキーよりもむしろ調和を生みだすことを保障するものである。

それにもかかわらずハリントンの平等は、基本的な内容を含意する。つまり彼は、平等な共和国において権力と権威が相互に相並ぶものであるからである。⁽⁵⁾ バージェスは、その「平等な共和国」について次のような周知の原文を引用する。

「平等な共和国は、……「既に言われているものによつて」次のような上部構造ないし三法制へと現れる、農地法

の上に樹立された統治（政体）である。即ち、討議しかつ提案する元老院・決議する民会・及び民会選挙を通じて、平等な輪番制によつて執行する統治官職制である」⁽⁶⁾。

これは、ハリントンのまさに三つの共和国の主要原理を含むものである。それは、ハリントンの従来の評価としてあげられる社会経済的要因、即ち、国家の下部構造事項を含むものが農地法に關わるものである。われわれは、ここではバージェスによる簡明な説明によつて総論部分を締め括る。ハリントンの平等な農地法は、「貴族制の少数者の範囲内で、いかなる人もいかなる人々の数も、自分達の土地所有によつて国民全体の力を上回りえぬことを」⁽⁷⁾確かにするものを意味した。

農地法は、それが他の形であり得る以上にいかなる支配形態よりも安定的であり得る。しかし恒常的安定は、平等な農地法が民衆的政体的な共和制に適切な財産を固定するときのみ、確かにされるといふ。それは、眞の道德的權威をもつ共和国の上部構造にその基礎を与えた。というのはそれは、共通利益のために法を形成したからである。われわれが示している如く、それを達成するため最小限の要件は、二院制立法部であつた。それは、今強調された如く、統治官制は、公職輪番制により異なつた人々によつて満たされた法を執行するものである。その選択は、秘密投票を使用する選挙によつて形成される。三番目の主要原理である公職輪番制は、統治官職の延長化を避けるのに必要であつたといふ。ハリントンのそれは、バージェスによれば、彼ら自身の利益において統治する支配者達の恒常的エリートを創設し得るといふものである⁽⁸⁾。

を支柱とする自由主義的理想論が存在したとしても、平準化の欠点が露呈する状況では自らが合理的とみなす範囲を超えてしまっているという。彼が認識した如く、当時の社会状況は、「貴族からジェントリー及びヨーマン」にその財産権をより多く所有する社会に移行しつつあると認識した。それに従って彼らがその貴族に代わって、権力の地位に就くべきというものが「平等な共和国」ないし自由国家論の本旨であった。それが「ポピュラーな」民衆的政体的「統治政体であるという。ハリントンは、それが合理的にして均衡的で、安定した共和制であるという。これは、ハリントン主義者である、H・ネヴィルによつて主張された財産権に基づく政体の趣旨でもあった。⁽¹¹⁾しかしながら、ハリントンの場合は、自然的貴族制の優れた指導力を評価するものであった。彼らに主に元老院の機能を担わせようとするのは、そうした意図である。

従つてわれわれは、まずこうした視点からハリントンの「平等な共和国（自由国家）」論を再検討しようとするものである。デーヴィスが、そのクロムウェルに焦点をあてる故、われわれは、それに沿つた論点に従つてこの概念を検討してみよう。

「ハリントンの共和主義の本質的特徴の確認は、二つの次元をもつ。より一般的な確認「第一」次元は、自然的平等・秩序の保障機関としての階序制・及び平準化とアナキーとの連想の恐れをもつ諸觀念に浸透された社会におけるその発生と影響の次元である⁽¹²⁾」。

デーヴィスは、クロムウェルによる専制的手法によつてその活力ある人々を抑圧している状況を想定する。ハリントンの平等は、それが合理的な活力ある人々を活かせぬという意味をもつ故、その抑制なき専断的支配を是正するということを念頭に置く。こうしたハリントンの認識からデーヴィスは、彼の共和主義のより具体的特徴の側面を一般

と特殊とに分け、それに切り込む。彼はその一般的次元として、まず自然的な不平等をあげる。これは、前記の貴族が自然的指導力を持ち、他の者にはないという認識によってその統治機構が具現される。次に秩序の制度的保障機関としての階序制の容認である。これは、現代版の公的官僚機構論と共通する側面である。これも、マックス・ウェーバー的な権限と命令の体系であり、かつその役割や分業などにおいても合理性をもつものである。第三に、それがもつ否定的局面であり、それが平準化と混乱であり、これを避けなければならぬ。従ってその連想から生じる当時のイギリスの人々の意識と、それによって社会が諸々の影響を齎す次元である¹³⁾。デーヴィスは、こうした国民水準における影響力に注目する。これは、ハリントンの民衆の活力と関連する事項である。

続いてデーヴィスは、特定の共和主義の「第二」次元に移る。それは、ハリントンの基本的な平等主義が具体的なクロムウェルと自らが共有する君主なき共和政体問題に関わる。しかしハリントンは、後者に軍を背景とする強権的支配を放棄させることによって、より広範な活力を生かし、かつそれが持続可能性をもつ要素になり得るこうした市民の政治参加に関わる課題でもあった¹⁴⁾。デーヴィスは、それを以下でハリントンによるイギリスの憲法枠組みの中で考察しようとするものである。

〔3〕ハリントンの共和国論におけるその平等と不平等

われわれは、ハリントンの平等な共和国の大枠が多数者による最終決定権をもつものと確認してきた。そうした活力ある市民的勢力による政体下にある彼の理想的社会「われわれは、必ずしもハリントンが究極的なユートピア的理想論としてそうするわけではないとみなす」の条件を満たさぬものを確認することによってデーヴィスは、ハリント

ンの平等をより特定可能と考える。われわれは、彼の論理を辿りつつその平等概念を検討するものである。

第一に、平等は財産所有権の個人的平等を含意しない。それは、要するに結果の平等を意味するものではないということである。それは、当時の言葉でいえば、平準化の拒否である。

第二に、平和的な共和制は、政治的な役割を具現せぬ。われわれが前に言及した自然的貴族制は、その指導能力を備えるものと理解する。これは、古代の知恵に（討議しかつ提案する元老院に）あまりにも重点を置き過ぎるハリントンモデルの問題点でもある。ネヴィルの場合は、民会ないし代表議会の優越を念頭に置く故、逆にハリントンよりも未来的にはより合理性をもつとも見なし得る。しかしながら、ハリントンは、貴族が富に恵まれる故、知的涵養に恵まれていることを長所として示す。いずれにせよ、そうした市民達の指導力よりもエリートに期待することとなっている。それをよく解すれば、ハリントンは、能力主義をここでは貫くとの解釈もできる。更にハリントンの混合政体的共和制論には、市民についても収入による差別も導入する。加えてハリントンは、多数者と貴族の教育における差別を示し、彼が結果の平等を肯定していないことも確認できる¹⁵。

第三に、統治官職選挙の輪番制における平等でない側面を確認する。もちろんハリントンの理論の長所は、広範な市民の統治参加にあるが、幾つかの範疇が除かれる詳細に関わる。要点のみ確認すれば、年齢制限・女性・及び経済的な従属面からの除外例を示す。独身者が元老院と民会への選挙資格が除かれている。経済的自己管理における失敗者が除かれている。デーヴィスがまとめるものによれば、ハリントンにおいて「市民と非市民とにおいて、財産と所得・年齢・性別・結婚の地位・経済的知恵・及び軍事任務の遂行基盤で法的差別を」¹⁶設けている。現代のそれに関しても制約があるのは当然であるが、当時の時代状況の反映とみなす観点からかなり実際的なものとなっている。これ

もハリントン流の活力のある政体の視角も想定できるが、男女普通選挙制的見地からは、かなりの条件を欠くことは否定し得ぬ。

さらにハリントンがその憲法における重要な平等不平等基準の特徴は、地位の不平等に基礎づけられた市民間の行動の区別がある前提に基づくという。『オシアナ』における全市民は、自治ないし他者に対する支配のある範囲をもつに足るほど独立性がある。それは、特に市民達が全て男性の家族の長であるという。かくして女子供、及び独身者が除外の対象となる。ハリントンのこの独立性は、この共和制の根本的基盤をなす。ここにこの政体の活力をハリントンは、基礎づける。従つて彼にとつて従属は、持続可能な国家の活力を損なうものとみなす。この市民達は、偏りなくして共同体ないし集団自治へと入るほど独立的である。故に聖職者・法律家・及び医師といった知的職業人は、典型的にその糧を他者に依存するゆえ、除外されると説かれる^①。

しかしながら、活動的市民範疇に残る人々全てがなお、服従なくして市民生活に参加するほど独立的であつたわけではない。ハリントンは、次のように古典的人文主義様態で論じるのに関わつた。即ち、平等な共和国ないし自由国家は、卓越性と平凡性からなる階序制をもつが、彼らの構成が有徳ないしその欠如によつて決定されるという。とはいえそこには階序制が存在し、貴族ないしジェントリーは、一般人よりも優れている。それに対して一般人は、抑制されなければ、自らの上位者達に対し服従的に行動する社会集団の縦の結合がある。ハリントンでさえ、軍将校と一般兵士とのそれに対する関係(それが市民間で注目されれば)にたとえた。従つて職工からなる共和国は、その市民達が市民的知恵を達成する余暇をもたぬ故、不可能なほど不安定であつた。これこそ、政治的議論が秩序立つた共和国において国民間で禁じられる理由であつた。正常な状態で一般身分は、より立派な身分ないし賢者達の面前で遠慮

(注目によってその能力を認め、かつ彼らから尊敬を受けることを素晴らしい名誉とみなす)を示そう。この理由で、選ばれた地位の割り当ては、(より貧しい市民である)歩兵に留保される⁽¹⁸⁾。

「さもなければ、国民「民会」は、必ず次のように正に初めによりよき身分の極めて多くの者を選出しよう。即ち、そこには適正な民会議員を供する歩兵ないし最も卑しい身分出身のものなどいないくらいにまで⁽¹⁹⁾」。国民(民会)がよりよき身分により多く専心する故、騎兵(より上級の市民)と歩兵との立憲制的区別は、彼らがもつ服従的選好に抗して歩兵を擁護するように設計された⁽²⁰⁾という。つまりハリントンは、その憲法上の差別を低い身分の者に補おうとしている。

われわれは、この騎兵市民と歩兵市民の区別について重要なオシアナの憲法上の問題を含むゆえ、その条文を確認する必要がある。

「この第二条は、市民達をその財産の……評価によって騎兵と歩兵に分ける。土地・財・及び貨幣において一年に一〇〇ポンド以上をもつ者は、騎兵に属することが義務付けられ、かつそれ以下の者は歩兵に属することが義務付けられる。しかし人々が浪費的に費やし、自らの世襲財産を費やしたならば、その者は、共和国の統治官職・公職・及び選挙権の資格がなくなる⁽²¹⁾」。

これは、『オシアナ共和国』の有名な憲法の基本的な条項であるが、ハリントンがその市民を一級市民(騎兵)と二級市民(歩兵)に分けている証明でもある。われわれは、ハリントンが財産権の所有に比例した権力機構を重視する故、その市民達の活力を重視し、かつその持続性を強調する立場から、当然ともいえるものでもある。さらにその国家財政も重んじる故、市民達が財産を浪費する者には市民権をもたせぬ内容も示し、その市民の活力を殺ぐ側面を

予防する方策も謳っている。

デーヴィスによれば、ハリントンは、共和国において市民的知恵、余暇、及び財産上の富との相関関係を想定した。その相関関係は、ジェントルマンの才の基礎であつたし、秩序立った共和国の活動に不可欠な土地の過剰均衡を保有せぬ貴族を保全した。われわれは、ハリントンが必ずしも貴族支配を目指しているわけではなく、本来的には上昇しつつある自由土地保有者達の活力を背景とした安定した経済的基盤をもち、かつ秩序立った共和国ないし民衆的政体^{ポピュラー}を構想するものである。次にその相関関係は、「オシアナ (イギリス) の憲法における討議提案対決議機能を担う二院制区分の管轄権にある。しかしそれも歩兵「市民」に代表を割り当てることによつて (服従へと最も行動するよう²²に思える地位集団)、その市民間で服従効果を相殺しようとするハリントンの試みを予め描くという。

ユートピアという理想社会的基準によつてハリントンの立憲制論を斬りまくるデーヴィスは、続いてこの相関関係がオセアナの憲法において討議提案及び決議の機能的二院制区分の管轄権にあるとみなす。しかしそれも下級市民の歩兵 (服従的に最も行動しかつそのように思える地位的集団) に代表を割り当てることによつて、その上級市民と下級市民間で服従効果を相殺しようとするハリントンが試みるとみなす。これは、そのよき市民が「彼らの人々への尊敬者でもない」というオーバートンの主張による大いなる叫びであるという。デーヴィスによれば、これは、その地位の不等であるという訴えでもあるという。²³これは、ハリントンが以前の古来の立憲制の制度疲労的側面や、不活発な局面を指摘するものであろう。

デーヴィスは、ハリントンのがむき出しの不公平なくして共同体的自治に参加し得ぬ、人々に対する市民権の不平等を指摘する。しかしハリントンは、一般的な意味での平等や機会の平等を容認するものである。即ち、ハリントンは、

自治能力が自らの上位者達に対する社会的義務感によって条件づけられかつ制限される人々に平等を認めたとという。従ってハリントンにおける平等権は、かくして自らの社会的平等ないし市民的平等感をもたぬ人々に与えられるという。これを扱うハリントンは、次の二つの回復的工夫を導入する。

一つは、自らの上位者の監視から、自らの選挙権を行使する民会ないし代表議会の個人的政治行為から、少なくとも解放された投票であるという。第二に、より低い序列の適切な代表を確かにする代表規定であった。

ハリントンの憲法で構築されるのは、不平等な政治的能力、及びその市民的行為者達の社会的・政治的自尊心を償う不平等な代表範疇であったという。この最高のものは、当然問題とされるべき、元老院議員以外の討議の自由の禁止であった。ゆえに、平等な共和国は、財産・能力・卓越性と服従性に関して明確に述べられた階序制的不平等を構成する社会を想定した。デーヴィスによれば、ハリントンは、こうした不平等を扱いかつ利用するため、二つの工夫を組み込んだ。

第一が共和国エリート²⁴の遂行能力から利を得るため、階序制を維持することである。第二に、彼らの決議的機能を担う代表を擁護するが、その低い階位の参加を制限することにある。従ってデーヴィスは、啓蒙時代以後の近代的平等の意味づけをハリントンから得ることが、困難であると結論づける。われわれも当然その通りであるとみなす。

彼は、さらにハリントンにおける平等観念を追求する。それもハリントン研究で問題となる王政派と宗教的非正統派に市民権を認める側面である。これは、レヴェラーズや主流の共和主義グループと異なりより寛容である。

〔4〕ハリントンの平等と政体の古典的三位一体論

われわれは、ハリントンの平等観念が近代初期的なものであり、その関連で論じた方が理にかなうことを確認してきた。本節では、デーヴィスもそのように判断する如く、イギリス的な古典的政体ないし古来の立憲制における三位一体論とハリントンの平等観念を再考する。デーヴィスは、「同時代人達の平等認識を考察するための適切な出発点」は、純粹な統治形態に関する三位一体論の彼らの使用である。即ち、君主制・貴族制・及び民衆政体（デモクラシー）であり、僭主政・寡頭制・及びアナキーへの墮落のそれらの可能性である²⁵。

われわれは、既にハリントンの政体論が主にネヴィルが過剰に使用する広義の「デモクラシー」（われわれは、国家の最終決定権が民会「ないし国民」にあるとそれを解する。狭義のデモクラシーが「男女普通選挙制」の意とわれわれは、解する）を上位概念的に自らの共和国を同一なものと示してきた。ここではその概念枠組みをアリストテレス的に六政体の相互関係として使おうというものである。ハリントンと同時代人達は、平等がこれらの墮落の第三番目（デモクラシーのアナーキーへの腐敗）を齎す社会状態であるとみなしたという。有名なホッブズにとって平等は、「自然的力における知恵と身体的能力の人々の相対的平等である」²⁶。それは、近代的個人の基本的平等概念を意味づけもするが、自然状態をアナキー（戦争状態）へと引き入れるという。

この支配者の数による古典的分類に関する一人支配は、「単独支配者の利益の追求によって腐敗し得、少数者支配が集団ないし党派の利益によって腐敗し得る。しかし多数者支配（デモクラシー）は、万人の利益追求によって腐敗し得ぬ²⁷」という。広義のデモクラシーは、上位概念的枠組みで共和制でもありハリントンにおいて認識されるが、その価値概念である平等観念に関する問題を含意するものとしてここでは使われる。即ち、デーヴィスによれば、

その平等から生じる指導力のなさというその形態の喪失による集団的存在として結局のところ、何も追求し得なくなったという。理念としての広義の「デモクラシー」概念自体は、当時、好ましいと解されていた。しかしその腐敗ないし平等の消極的含意は、好ましくなかったという。従って平等は、一七世紀半ばの用法では純粹なデモクラシーをアナーキーへと陥らせると彼によって説かれる。多数者支配は、多数者が無知であるゆえ、その支配は、多数者が信心深くないため、不信心者の支配であるという。⁽²⁸⁾

ハリントンの平等な共和国下の平等は、既に確認した如く、四つの必要条件からなる。即ち、平等な「均衡のとれた」農地法・投票・独立的執行部をもつ、両院制にして機能的に専門化された立法部・及び公職輪番制である。デーヴィスによれば、これらの制度的手段すべてがともに満たされたのみで平等にして、故に恒久的共和国となる。平等属性がその中心的地位に与えられたその制度的な憲法枠組みも、個人権や団体権・義務・及び特権と平等との現代におけるわれわれの連想へと解釈することは、困難であるとの節をデーヴィスは締め括る。⁽²⁹⁾

〔5〕ハリントンの共和国の平等機能

前項のハリントンの論述からこの疎外感を克服するため、平等な共和国（自由国家）での平等機能を検討することは、有効であるとデーヴィスによつて説かれる。彼は、それを二つに分類する。

第一の機能は、イギリス（「オシアナ」）の現状を保全することにある。ハリントンは、「統治の完全の極致が、いかなる人もいかなる人々も、その統治の中で或いはその統治下で、利害をもち得ぬような統治枠組みにおける自由にある。さもなければ、その利害をもつことは、扇動によつてその統治を乱し得てしまうであろう」(Works, p.180) とい

ているからである。平等の本質は、この点で扇動から自由を救う能力であるという。換言すれば、それは、恒久的にして持続的安定を保障するその遂行能力であるということとなる。ハリントンによれば、共和国を平等にすることは、その基盤と上部構造における平等を達成することである。その下部構造を枠づける農地法は、過剰均衡に貴族がならず、かつ勃興する新階級の比例制を損なわぬものであるという。その上部構造（民衆的政体ポピュラーの下）は、その範囲内で貴族の指導力を容認するものとなる。従ってイギリス国家の擁護において平等がこの政体の安定の恒常的保障手段となると説かれる。イギリスの自由は、共和国の制度構造と、社会の実際の権力の安定的配分における相関関係を維持した⁽³⁰⁾。

第二の平等機能は、審議・決定・或いは行政の機能的に分化された循環に、あらゆる適切に要件づけられた市民達を加えたことであるという⁽³¹⁾。

イギリスの第三の平等機能は、私益に対する公益の優先を確保することにあつた。ハリントンのイギリス「オシアナ」が回復しつつあつた古代の知恵は、共通の権利ないし共通利益をもつ市民社会を設立する技術であつた。ハリントンの特定の用法は、たとえわれわれにとって、強調的に不平等と思える方法であろうとも、自由と平等を連繫するためではなく、安定と共通利益を連繫するためであつたとデーヴィスによって説かれる⁽³²⁾。

故にデーヴィスは、平等な共和国を工夫するハリントンの能力がそれを示した如く、第一に、私益の上に共通利益の置く方法を教えた古代の知恵に、かつ、第二に、全ての諸党派争いからの彼の解放に基づいたというのである⁽³³⁾。

〔6〕ハリントンの平等な共和国の再論（その『平等な共和国の方法と手段』を中心に）

われわれは、前項までにハリントンの平等な共和国概念について整理してきた。本項では、よりわれわれの特徴を示すために、彼の共和主義運動の末期において広く普及させるため書いた短い文献に論及することによってこの概念を確認することとしたい。その文書は、イギリスの共和制末期の一六五九年に発表されたものである。これは、『平等な共和国にして永続的共和国が急に導入でき、かつイングランド国民全体の自由な同意、並びに実際上の確認によって完全に基礎づけることができることによる方法と手段』と題されるものである。³⁴

ハリントンは、ここでは共和制が終わろうとする時期に、自らの『オシアナ共和国』における提案によって懸命に共和制を再生させようと試みる。われわれがここでこの論文に注目するのは、元々の著書が本人も認めるごとく、極めて絡み合った原文であるため、より簡明な文献が求められていた。こうした理由でより明確性を求めるわれわれにとつてそれは、有用なものと見なし得る。ハリントンのよれば、「適切に話された言葉は、金色のリンゴのようなもの³⁵」としてこの簡潔な表現を称賛する。

われわれは、その表題から読み解くこととする。彼は、その平等な共和国を「永続的」なものと表現する。これは、彼が意図する恒久的な持続可能性を齎そうとするものである。さらにそれは、「イングランド国民全体の自由な同意と実際的な確認によって完全に基礎づけることができることによる方法と手段」を示すというものである。これは、前記のように「共和制」が民の共通善のために、多数の民の意思に基づいて国家の最高決定がなされる広義のデモクラシー「民衆政体」という政体である。共和国は、国民の「平等」な性格をもち、かつその統治が国民全体の同意による³⁶として換言する。

ハリントンは、その憲法制度が二院制議会からなる最高意思決定機関を規定する制度であると説く。まず彼によれば、その主権者である「国民の願望は、自由な議会」であり、機敏に開催すると措定する。それは、「国民がもっとも平等に代表し得る、或いは議会が最も自由であるため、便宜上存在し得ると同じ平等」によって、イングランドとウェールズの五〇のシャイアー「州」の区分を置くと説く。従って「騎士議院」は、各州に毎年二人ずつ三年任期で騎士を選出する。下院の「代表議院」は、七人ずつで代表を選出させるという。憲法開始の最初の議会は、一年間の各区分代表に三回選出させ、一年任期で七人ずつ、二年任期で七人ずつ、三年任期で七人ずつ選出させる。従って「騎士議院も同様」とする⁽³⁷⁾。

引き続きこの文書は、ハリントン流の討議機能と提案機能をもつ上院と、決議機能をもつ「代表的」下院を確認させる。ゆえに騎士議院によって提案されるものは、六週間で公表されることとなる。かくして公表されると、代表議院が開催され、その提案に基づき、その（決定）結果を与えることができる。換言すれば、ハリントンは、この憲法において元老院或いは騎士議会によって提案され、民会ないし代表議会によって解決されたものが「法」となると説く。ハリントンによれば、イングランドの諸々の評議会は、必然的に国民の知恵及び国民の利益を含まなければならぬ⁽³⁸⁾という。

彼は、「こうした方式における討議」が、その優れた知恵や能力によって成熟するものでなければならぬと説く。こうして討議がそれらと一致したならば、共和国に存在する成熟した討議によって「この法における二院制議会」は、実際上の共和国を構成することとなる。彼らがこれまでどんなにそれに備わったものであれ、そうしたものに達するように法的性質が与えられる傾向がある「秩序立った共和国」は、特定の条項においてさらにこうしたものが必要で

あり、それも準備ができていた⁽³⁹⁾というのである。

われわれは、ハリントンの活動期における最後の頃の文書によって彼の「平等な（不滅な）共和国」概念を検証してきた。これは、イギリスの憲法において市民を統治に参加させ、その活力を国民の選挙によって引き出し、かつ腐敗を予防させ、かつ権力抑制的な性格もたせようとする恒久的に持続可能なシステムである。

(1) 例えば、ネヴィルは、このローマの共和国を基準として広義のデモクラシーの定義が「最終的決定権が民会ないし国民にある」政体であるという。ハリントンは、それを *popular government* と表現し、前者は、それを広義のデモクラシーと互換的に票それを使っている（拙著前掲、第二章を参照されたい）。

(2) G.Burgess, *op. cit.*, p.356.

(3) B.Criek, ed., *N.Machiavelli: The Discourses*, 1970, pp.41-45.

(4) G.Burgess, *op. cit.*, pp.356-357.

われわれは、ここで共和主義論における君主の位置づけについて、王位継承排斥法案危機期の共和主義者の見解の比較に言及することとする。最広義の共和主義は、本稿に示されたように、共通の富ないし共通の利益を第一義におく社会である。しかし（ハリントンを含めた）ネヴィルとシドニーは、この期の共通項としては絶対君主制を否定するものである。この二人は、必ずしも君主制を絶対的に否定していない。シドニーは、君主制といえども世襲制が絶対的でなく、選択的でもあったことを主張する。しかしネヴィルは、君主を最高統治者として承認するし、世襲制も認める。その意味で混合君主制を容認する。従って典型的な共和主義論者としてのハリントンは、君主なき混合政体論者であるといえよう。いずれにせよ、三者ともその時代に沿って主張する限界も認められ、ハリントンは、共和政期に書いた。後の二人は、王政復古期に書いているからである（A. Sidney, *op. cit.*; H.Neville, *Plato Redivivus*, 1763, etc; 拙著前掲、第二章を参照されたい）。

(5) *Ibid.*, p.357.

(6) J.Pocock, ed., *Works*, p.181. ハリントンは、自らの別の著作の中でもその定義をやや異なる表現によって示している。

「平等な共和国とは、次のような均衡の上に基礎づけられた基盤上に樹立された統治である。即ち、その統治は、完全に民衆的政体 (popular) であり、かつ適合可能 (suitable) な農地法によって固定され、かつその均衡から、投票によって与えられた国民 (the people) の自由な選挙を通じて、討議しかつ提案する元老院、決議する民会代表 (representative of the people)、及び執行する統治官職へとその上部構造に達する。これらの三つの制度の各々は、コースないし輪番制に基づいている。即ち、間在期の如く命じる確かな任期で選出される。」(『立法の技術 (The Art of Lawgiving)』[Works, p.613]);

J.S.Davis, 'Equality in an unequal commonwealth: J.Harrington's republicanism and the meaning of equality', I.Gentles et al., eds., *Soldiers, Writers, and Statesmen of the English Revolution*, 1998, p.237.

これは、内容が同じであるが、より具体的に示される。ハリントンは、更に『民衆的政体統治の大権 (The Prerogative of Popular Government)』においても「平等な共和国」の定義を使っている (Works, p.424)。ここにおいてわれわれは、ハリントンがこの概念が自らの基本原理としていることを確認し得る。

(7) J.Pocock, ed., *ibid.* 農地法について H・ネヴィルの注釈者である C・ロビンスは、ハリントンとの関係で次のように説明する。「農地法は、ローマ人の公有地の再生、及びより貧しい市民達への彼らの土地配分を取り決める紀元前三八七年のリキニウス・セクスティウス法にその起源を辿る。農地法は、紀元前二世紀後半に、T・S・グラックスとその弟の G・グラックスによる農業改革計画で復活され、かつ拡大された。農地法規制は、既成の土地所有者達を混乱させ、かつその二人ともそれが原因で殺されたり命を断つたりするほど、富裕なローマ人達には不人気にさせた。もちろんハリントンは、土地保有規制を自らの『オシアナ共和国』において不可欠な基礎にさせた。もし財産の均衡 (もちろん、これ「財産」によって彼は、不動産 [real property] を意味した) が変化しなければ、恒常的なままに残ろうし、国家は、安定しよう。農地法は、一七、一八世紀の政治的著作において、必ずしも平等主義を含意せぬが、その両極端 (一階級ないし一人物による不当な富の所有) を予防する一つの試みを含意するように理解せねばなるまい」(C.Robbins, ed., *Two English Republican Tracts*, 1969, p.97)。これは、ネヴィルが古代ローマの農地法を土台として論じるものについて、ハリントンの主張と同じとみなし、その論理の基本的性質

を特徴づけるところである。

- (8) G.Burgess, *op. cit.*, p.358.
- (9) J.Pocock, ed., *The Political Works of J.Harrington*, 1977, p.155.
- (10) J.C.Davis, 'Equality in an unequal commonwealth', in I.Gentles et al., eds., *op. cit.*, p.229.
- (11) 拙著前掲'第三章などを参照されたい。
- (12) J.C.Davis, *op. cit.*, p.230.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*
- (15) *Ibid.*, pp.230-231.
- (16) *Ibid.*, p.232.
- (17) *Ibid.*
- (18) *Ibid.*
- (19) Pocock, ed., *The Works*, p.677; J.C.Davis, *op. cit.*, p.233.
- (20) *Ibid.*
- (21) J.Pocock, ed., *Works*, p.213.

ここで『オシアナ』の憲法の最初の二つの条項について確認しよう。

「第一条は、国民を自由人ないし市民に、かつサーヴァンツ「使用人達」に分ける。しかし使用人達は、そうした「主人に依存する故、必ずしも自由ではない」状態にあるが、彼らが自由に到達すれば、即ち、自らが自立して生きるようになれば、彼らは自由人ないし市民となるからである」(*Works*, p.212)。

この条項は、ハリントンの活力ある共和制の文民部分を如実に示している。というのは、彼によれば、広範な市民参加権を認める民衆的政体下で、さらにその権利を、従属的使用人にまで、その経済的上昇及び自由の獲得を見込んで、拡大の可能性

を与えているからである。これは、機会の平等も示す。

その第二条は、「市民達を青年（一八歳から三〇歳に数えられる人々）と高年者（三〇歳以上のより年長の人々）とに分けている。それは、青年が従軍する軍隊となることとし、高年者がこの国の常設守備隊となる」(*Works*, p.213)。ここにはイギリスの共和主義者特有な軍事部分がある。ハリントンは、その体力的実力の側面から判断して、前線部分と後衛部分に分けている。これも持続可能性をもち、かつ安定的国家の国防部分の実際の備えである。ハリントンは、さらに統治官職に就くのは、他の著作で高年者に限定しているゆえ（「青年ないし一八歳と三〇歳との間にある自由人は文民行政 [civil administration] の資格をもちぬ」 [*Works*, p.810]）この側面も実的である。

- (22) *Ibid.*, p.233.
- (23) *Ibid.*
- (24) *Ibid.*
- (25) *Ibid.*, pp.235-6.
- (26) R.Tuck, ed., *Hobbes: Leviathan*, 1996, chapter 13; J.C.Davis, *op. cit.*, p.236.
- (27) *Ibid.*, p.237.
- (28) *Ibid.*
- (29) *Ibid.*
- (30) *Ibid.*, p.238.
- (31) *Ibid.*, p.239.
- (32) *Ibid.* (*Works*, pp.302,181).
- (33) *Ibid.* (*Works*, pp.161,170).
- (34) J.G.A.Pocock, ed., *Works*, p.823.
- (35) J.G.A.Pocock, ed., *op. cit.*, p.824.

(36) *Ibid.*

(37) *Ibid.*

(38) *Ibid.*, p.825.

(39) *Ibid.*

第五節 結 論

われわれは、本稿においてハリントンの憲法の上位概念にしてその理論全体を表現する「平等な共和国」ないし「自由国家」⁽¹⁾について再検討してきた。

まず、われわれは、この分野における幅広い研究状況を概観しつつ、われわれの共和主義研究の立脚点を示してきた。というのはわれわれは、ハリントン以後の論者の側面も検討してきたからである。つまりわれわれは、今まで比較的焦点が当てられていない論者を集中的に検証してきた。これに比してハリントンの研究業績は、これを遥かに上回るものである。従ってわれわれは、そのささやかな出発点に沿って特徴を示す意図を述べた。

さらにわれわれは、そのネヴィル研究をより深める必要に迫られている。故に本稿は、その研究を補強することを主眼とするものである。そのネヴィルは、後のハリントン主義者にして彼と共和制期にともに、その共和主義を主張し、かつ緊密に運動を展開した。この意味からネヴィルは、ハリントンの共和主義を最も熟知した人物のうちの一人であり、彼のハリントン論は、それなりの重要性をもつとみなし得る。われわれは、彼の共和主義論の視角を主に導入しつつ、ハリントンの主題をより広範な理論的背景とする概観から論及し始めた。

従来はこの二人の思想家の共通面が論じられてきたが、その相違点も存在する。両者は、確かに、基本的にはその基本原理において共通している。即ち、この二人は、イギリスにおいて世俗的国政的權威の源泉を民に求める系譜をもつ。それは、国家の最高の決定権を一般的民に置く政体として広義の「デモクラシー」、ポピュラー「民衆的政体的統治」、ポピュラー「共和制政体」、「自由国家（民による統治国家）」を彼らが唱えるからである。さらに二人は共通点として両者の根本原理である共和制的三位一体的混合政体論者である。これには当然相違点として取り上げることがもできる。例えば、ネヴィルは、混合君主制であり、ハリントンは、貴族制と民衆政体的要素の混合に重点を置いている。さらに共通点として両者は、統治官職の選挙における輪番制を主張する。同様に両者は、農地法的規則に基づき、財産所有の比率に基づき、勢力の変化に応じて安定的に所有権を固定し、かつ政治権力もそれに比例して移行させる原理である。

これに対して両者における相違点としてわれわれが検証した結果は、まず貴族に対する強調点についてであり、ハリントンは自然的貴族制の指導力を元老院（下院と同様に公選制とする）に求める。そしてそれが、討議権と提案権をもち、かつ下院と同じ選挙方式を採用する。さらにその上院に最高の権威も共有機関として位置付ける。しかしネヴィルは、国民代表議会に最高決定権を国王とともに置き、両院制を否定しないが、貴族院をハリントンよりも低く抑えている。理論的には既に有力な論者達が指摘する主要な原理として、自然法やコモンローに依拠せぬハリントンに対して、ネヴィルは、社会契約論も自然法論も、かつコモンローも使っている。これは、本稿においてわれわれが論及したスコットの説明において確認できる。

ただしこの理論的相違は、政治制度原理的視角からの区分であり、かつ強調点の強度の相違を示す。従ってこれは、思想に重点を置く相違点として確認すべき事柄である。

さらにわれわれは、本論における重要なハリントンの統治機構論における背景として、彼のきわめて詳細な憲法モデルが当時のレヴェラーズの曖昧な憲法論の問題点を克服することにあつたことも、確認してきた。従つてわれわれは、ただ単にハリントンの立憲制が異常であることに驚嘆するばかりであつてはならぬ^②。

最後に、われわれは、その主題である「平等な共和国」について手短に確認し、かつ補足しなければなるまい。この概念が含意するものは、まさにハリントンの共和国論の全体にわたる原理であることである。われわれは、それが詳細にわたるものでもあるが、これを念頭に置くけれども、ここでは大局的視角から総合的にその特徴を検討している。従つてそれは、彼の「ポピュラー・ガバメント」ないし「自由国家（民による統治国家）」、或いは広義のデモクラシーと同じほど、包括的な理想国家にして上位概念である。われわれは、ハリントンのその理念の原文に沿つて、かつ主要な論点について有力な学者による論理を基準として、ハリントンのそれを検討できたことを確認する。即ち、彼の憲法は、公共善のために、自然的貴族の指導力をもたせる上院とともに、市民「民会」が立法上最終決定権を持ち、かつ直接間接的選挙手段によつて、成り立つ統治を基本とする。それは、この原理に基づき、かつその理念に沿つて多様な市民の活力を引き出し、かつ彼らが活気に満ち、それぞれの政体要素の安定的均衡によつて停滞させずかつ腐敗せぬ、恒久的に持続可能な政体とするためのものであつた。

(1) ハリントンがFree Stateと平等な共和国を同意語として使用しているのは、『ロータ』(Works, p.807) においてである。周知の如く、M・ニーダムも自らの『自由国家の優秀性(即ち、共和国の正しきコンステイチューション)』(一六五六)において、Free Stateをその表題に使つてゐる。(M.Nedham, *The excellencie of a free state*, Boston, 1767, p.1; P.A.Knachel, ed., *The Case of the Commonwealth of England, Stated, by M.Nedham*, 1969, p.111).

(2) さらにわれわれは、以下の文献で部分的に、ハリントンの詳細にわたる「オシアナ」論について検討している。

例えば、拙稿「J・ハリントンの『オシアナ共和国』の選挙制度論研究」『法学紀要』（第五三巻、二〇一二年三月刊）などを参照されたい。

さらに付け加えるならば、この「自由国家」との同意語についてニードムは、「コモンウィール（Common-wealth）」「公益の意」、「共和国原理（Common-wealth-Principles）」「君主利益に抗する意」などによって言い換えており、彼の理想的共和国を意味するものである（例えば、M.Nedham, *op. cit.*, 1767, pp.47-8; J.Scott, *Commonwealth-Principles*, 2005, p.35）。故に我々は、ハリントンが当時の共和主義者と同様に、「平等な共和国」と同じ理想的共和国として「自由国家」を意味づけているとみなす。